

会議録

名称	令和2年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	審議開始日 令和3年1月15日(金) 議決日 令和3年2月1日(木) 注：第5回情報公開・個人情報保護審議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、書面による開催とした。
出席者	(委員) 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、橋本、斉藤、かいでん、後藤、伊藤、中村、平谷、青木、飯塚、五来、永積、藤吉
配布資料	諮問事項の資料
諮問事項	新型コロナウイルスワクチン住民接種事業に伴う外部委託に係る個人情報の取扱いについて
発言の記録	別紙のとおり

<令和2年度第5回審議会発言記録>

1 諮問事項

(1) 新型コロナウイルスワクチン住民接種事業に伴う外部委託等に係る個人情報の取扱いについて

	質問	区の考え方
1	資料1-4の5の7行目、・・又は「次の要件を満たすサービス」を利用するとありますが、過去にもそのような（他社の機器を利用するなど）はあったのでしょうか。その場合、個人情報に関する問題は発生していた場合、どう対処されたのでしょうか。（なければ結構です）。	LGWAN-ASP以外のサービスを利用している事例がございますが、特段の問題は発生しておりません。
2	その要件の中の（6）、不要な過去のファイルを残さないとありますが、それは自動的に削除されるのでしょうか。それとも手動による削除でしょうか。手動であれば厳格な管理・運用が必要だと思いますし、その点要件を明確にされてもいいのではないのでしょうか。	削除の方法（自動か手動か）は定めておりません。ご指摘を踏まえ、手動の場合にどのような運用を求めるかは、契約に係る仕様書で明記してまいります。
3	国がデータベースを一元的に管理するシステム（ワクチン接種円滑化システム）を構築すれば、ワクチンの供給から接種状況まで全ての情報の管理が可能になるので、各自治体が個別に外部事業者へ委託する必要はないと思います。何故このような複雑且つ煩雑で個人情報漏れやすいリスクを迫る方法を取らなければならないのでしょうか。	国が構築する「ワクチン接種円滑化システム」は、主にワクチンの流通を管理し円滑に行うためのシステムであり、各区民からの予約受付や接種記録の管理には対応しておりません。今回、区が外部委託する業務は、国や東京都ではなく、市町村が行うべき業務に位置付けられるものでございます。
4	もしそれでも外部事業者へ委託する必要があると判断されたのであれば、事業者の選択・委託決定判断基準は明確になっているのでしょうか。又、一連の受託者調査・選択が基準に従い正しく判断されたかの査定は行われたのでしょうか。	正式な契約は、本審議会の答申を踏まえて行うこととなりますが、業務スケジュールの都合により、委託事業者を内定しております。内定に係る選定については、区の内部に選定委員会を設置し、審査の上、選定しております。個人情報等に係る取扱いについては、特記仕様書を遵守し、契約いたします。
5	窓口業務等の諸業務をオンライン化し電話での対応を録音する等、出来るだけ人の手を介さない措置を取っても、外部事業者へ委託が必要なほど対応業務が拡大するのでしょうか。	本事業は、国の主導により、全住民に対し迅速に実施する必要があります。区の業務として、主に接種券の印刷・発送業務、予約システムの構築業務、コールセンター業務、接種記録入力業務、接種会場の設営・運営補助業務など、多岐にわたる業務が想定され、これらを適切かつ円滑に実施するため、外部委託の必要があります。
6	委託の期間や規模は明確になっているのでしょうか。	2月上旬に委託契約を締結し、2月下旬頃から医療従事者への接種が開始される予定です。医療従事者以外については、3月下旬頃から高齢者への接種が始まり、その後基礎疾患等を有する方、その他の住民への順次接種をしていく予定です。なお、接種対象は現状全区民を想定しておりますが、ワクチンの薬事承認の過程で、例えば16歳以上など限定される可能性があります。
7	資料1-2の（3）その他の業務の表中、電子申請対応業務でいうところの「電子申請による予約受付」とは、どのような方法によるものと想定しているか。特に、区の運営するLINEなどのSNSを利用した予約受付を行うことも考えられるか。	Web予約ページを公開し、予約を受け付けることを想定しております。LINEなどのSNSの活用については、検討いたします。
8	計画については書面通り実行すれば、問題ないことであっても、実際の運用されていく中で①コールセンター業務、②封入、発送等の業務、問い合わせ取次業務、窓口対応業務できちんとしたマニュアル作成や絶対してはならない事項、DVや虐待などの理由で送付先の住所に住んでいない場合の対応など、扱う人数が多いため情報漏洩をどう担保しようとしているのでしょうか。	各業務段階において、特記仕様書を遵守した適切な個人情報の取扱いがなされるよう、マニュアルを作成するとともに、従事者への研修を十分に行います。本業務においては、区民から住所を伺うことはありますが、こちらから住所をお伝えすることは行いません。また、個人情報の受渡しには、「①電磁的記録媒体」又は「②区が認めるセキュリティ要件を満たすファイル転送サービス（通信回線上で安全にファイルを転送するサービス）」を用います。

9	具体的な事案について思いつきませんが、虐待やDVなどで目黒区に住民票があるにもかかわらず、目黒区には住んでいない場合、加害者からの連絡で情報が漏れたりするようなことはないのかお問い合わせいたします。	目黒区に住民票を置いたまま他区市町村に避難され、目黒区が居所を把握している場合、居所は業務を取り扱う課で厳重に管理され、その住所を外部に伝えることは行いません。また目黒区に居住されていてDV支援措置等を行っている場合は、接種券の再発行等、個人情報に伴う問合せ対応に使用するシステムにおいて、注意喚起が画面に表示されます。 なお、本業務においては、こちらから住所を伺うことはありますが、住所をお伝えするとは行いません。
10	医療機関以外の接種会場候補は、決まっているんでしょうか？	3か所の区有施設を候補に調整中です。
11	専門的な質問に対しての流れは？	本事業において、住民からの専門的な相談等を受け付ける体制の確保は都道府県の役割と位置付けられております。 区コールセンター等で対応が難しい専門的な質問に対しては、東京都が設置するコールセンターへ誘導することを想定しております。
12	ワクチン接種詐欺がもう出ているとのこと。注意喚起の案内はされるんでしょうか？	消費生活センターと連携し、区のホームページ・メールマガジン・Twitter等において啓発しております。
13	【特記仕様書第9条の教育の実施について】 接種場所が病院であったり、その他の施設であったり、管理体制や規模もまちまちである中、受託者においてどんな研修がいつなされますか。受託者にはどんな資格が必要ですか。また、それぞれの施設の広さや外部との遮断性が異なる中で、関連書類の扱いについて、物理的に如何なる対応が想定されていますか。（接種場所毎に、書類扱いのルールを定める等）	ご指摘のとおり接種会場ごとに施設状況が異なります。このため、会場ごとに運営方法を検討し、特記仕様書に沿った運用がなされるよう、十分な教育期間を設けることができるよう進めていきます。また、運営に当たっては書類の取扱をはじめ、マニュアル化を行います。
14	今回はワクチン接種が特例承認の形をとっており、承認後に判明する安全性・有効性に関わるデータを速やかに集めて発表する必要がありますが、これら想定される特例的なデータ収集にあたり、個人情報が出ない方策は考慮されていますか。	国からデータ提供等を求められた場合には、個人情報の漏洩に十分注意し、提供します。提供後のデータの取り扱いについては、国によって適切に取り扱われるものと考えております。
15	資料1-2 3(3)表「発送業務」において取り扱う個人情報の中に「世帯主、世帯番号」が含まれるのは何に使用する目的でしょうか？(素朴な疑問です)	諮問時点で、個人単位での送付となるか、世帯単位での送付となるか不明確であったため、資料には「世帯主、世帯番号」を記載しております。現在明らかになっている情報を踏まえ、世帯主、世帯番号の利用はないと想定しております。
16	同発送業務での封入物の間違いなどによる誤送を防ぐ手立ては打たれるでしょうか？(人手による作業ではミスは起こり得るため)	封入物の上部に委託業者の管理コードが印字され、封入物に誤りや漏れがないか機械的に確認することができます。また、封かん時に発送物の厚みでチェックを行うため、誤封入を防ぐことができます。
17	資料1-3「コールセンター業務、窓口対応業務」における本人確認はどのようにされるでしょうか？(対応者が騙されて個人情報流出することもあり得るため)	本人に個別送付された接種券に記載されている券番号に加えて生年月日を聞き取り、本人確認を行います。券番号が分からない場合は、住所と生年月日を聞き取り、本人確認を行います。 新型コロナワクチン接種事業におけるなりすましの問合せについては、本人の住所を聞き取る目的が想定されますが、問合せ先から住所を伺うことはありますが、こちらから住所をお伝えするとは行いません。

18	資料1-5 7の最後の段落にあるオンライン結合におけるセキュリティ対策の説明がありませんが、当然しっかりと対策されるのでしょうか？	国が開発する「ワクチン接種円滑化システム」の利用に当たっては、ID・パスワードによる利用者管理などを行い、セキュリティ対策を徹底いたします。 また、「ワクチン接種円滑化システム」への入力・予診票の出力については、区画された執務室内で行うこととし、盗み見等が起きないように十分に配慮いたします。
19	資料1の3 業務委託の(3) その他の業務について、4 セキュリティ対策としては別紙の特記仕様書を遵守することのみとなっている。 5 個人情報を含むデータの授受において、①として電磁的記録媒体を用いることができることとし、特記仕様書第7条でその取扱いを定めているが、昨年4月、区の委託先の医療機関において、同様のセキュリティ対策を講じ、保管庫に施錠管理することになっていたUSBメモリの紛失事故が発生している。 当該事故を踏まえ、本事業において、電磁的記録媒体に限らず、特記仕様書遵守の徹底に向けた対策は強化されているのか。	その他の業務に係る委託に当たって、打ち合わせ等のあらゆる機会を活用しながら、受託者には仕様書のセキュリティに係る内容の遵守徹底を求めています。 ワクチン接種業務の委託については、今回、全国知事会と日本医師会との集合契約が想定されているため、本集合契約において求められる個人情報の取扱いを遵守するよう、目黒区医師会を通じて啓発するなど、強化していきます。
20	審議会資料1 「新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う外部委託等に係る個人情報の取り扱いについて」資料1-5ページの5(6)不要な過去ファイルを残さないこと。とあるのですが、手続きについて知らないの、いつ・だれが・どんな要件でどのようなファイルを削除するのかなど具体的な要件や状況が想像できませんでした。個人情報開示との関係でも、いつどこに何を送付したか、などの記録は、受託者には過去ファイルとして残らず、区役所に最終的には集約されて残る、とい	ご指摘はLGWAN経由のサービス(LGWAN-ASP)を使用しない場合に必要となる要件です。受託者が使用するサービスについて、要件の適否を確認する機会を設けます。確認に当たっては、情報開示請求があった場合も想定し、対応できるような体制を確保していきます。
21	【コロナウイルスワクチン接種にマイナンバーが利用されることについて】 マイナンバー利用についてはまだ具体的なことが決まっていないようですが、ある程度どの程度の変更を手順やデータ、書類の変更などは考えておられるのでしょうか。	予防接種に関する記録についてのマイナンバー利用は、現時点において、国からは具体的な連絡はありません。詳細が分かり次第、対応してまいりたいと考えております。

意見

フランスでもワクチン接種が始まりましたが、いろいろと問題が発生しているときいています。プライバシーが守られ、かつ円滑に接種できることを願っています。

区民の生命を守る重要な業務であり、個人情報の取扱いの不備による事業停止や信用失墜はあってはならないものです。

このような観点から、区は、審議会からの質問事項の回答に従い(特に質問事項2、7、8、9、13、14、17、18、19及び20)、個人情報保護の対応を適切にさせていただきよう願っています。

全国の自治体で一斉に接種が行われる、まさに国家的事業となる、現場での混乱は想像される。万一の漏えいなど重大事故が発生した場合の危機管理対応を強く要望します。

資料1-5「7 ワクチン接種円滑化システム」については開発中となっている。万全なものが提供されると思うが、何らかの問題が予想される場合には臆することなく国の担当者にとって頂きたい。

今回は、高齢者と基礎疾患をおもちの方の個人情報がありますので、特に注意をお願いします。

一年前に新型コロナ感染が始まった時期から既にワクチン接種が必要になることは考えられていたはずであり、国が統合的に管理すべき大規模な業務であるにもかかわらず、その大半を自治体に課すこと自体が異常で、突貫工事的な対応にはリスクを伴います。
あまりにもリスクが高く未知の要素が多い状況では、賛成も反対もできないので、(回答は)保留とさせていただきます。

(回答理由) 質問に対しての区の返答に疑いがあるため

新たなシステムの利用や、人手による運用が短期間の中で始まるかと思しますので、セキュリティ対策や運用にミスやモレが生じないようにご注意ください。
大変かと思いますが、住民のために重要な業務ですので、がんばってください。

国の関連省庁の方針に一貫性が欠ける中、区の対応は大変と思いますがご尽力下さい。
接種会場3ヶ所が決定した後、それぞれの施設（物理的）に対応した情報管理、書類管理をマニュアル化して徹底して下さい。